

IEEPA関税及び回収可能性に関する会計・財務報告上の検討事項

支払済みの関税の回収方法の明確化を求めている企業は、貿易及び関税に関する動向を引き続き注視すべきである。

重要ポイント

- 米国最高裁判所は、2026年2月20日、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき課された関税は違法であるとの判決を下した。
- 米国税関・国境警備局（CBP）は、2026年3月6日、米国国際貿易裁判所（CIT）から関税還付手続を進めるよう命じられたことを受け、45日以内に関税還付のためのシステムを構築する計画を公表した。
- 企業は、過去に支払ったIEEPA関税の回収、新たに課された関税、及びその他の規制・政策変更に関する動向を注視する必要がある。
- 企業は、これらの事象が発生した報告期間において、会計上の影響及び適切な開示を検討すべきである。

概要

2026年2月20日、米国最高裁判所は、「国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act: 以降、IEEPA）」は行政政府に対し関税を課す権限を付与するものではないとの判決を下した。この判決により、2025年4月にトランプ米大統領がIEEPAに基づき、カナダ、メキシコ、中国からの輸入品に課した関税、並びにその他の世界的な関税及び特定の国への関税は無効とされた。また、ベネズエラ、ロシア、イラン、ブラジル及びキューバに関する大統領令に基づく潜在的な関税についても無効とされた。

米国最高裁判所は、輸入者が既に支払ったIEEPA関税について、還付を請求できるか否か、及びその範囲については判断を下さなかった。支払済みの関税の回収方法について明確化を求めている企業は、貿易及び関税に関する動向を引き続き注視すべきである。

なお、トランプ政権が1962年通商拡大法第232条または1974年通商法第301条に基づき課した関税は、引き続き有効である。

現政権は、関税政策を維持するため、既に他の利用可能な権限を行使している。トランプ大統領は、本判決を受けて、1974年通商法第122条に基づき、米国のほとんどの輸入品に対して10%の世界的な関税を課した。同条は貿易不均衡に対応するため、最長150日間、輸入関税を調整することを大統領に認めている。

第122条、第232条及び第301条の関税措置に加え、1930年通商法第338条などの他の権限も存在する。同条は、貿易相手国が米国製品または商取引に対して差別的な措置を講じている場合、大統領が関税を最大50%まで引き上げる、または輸入を禁止することを認めている。



2026年3月4日、米国国際貿易裁判所 (Court of International Trade: 以降、CIT) は、米国税関・国境警備局 (Customs and Border Protection: 以降、CBP) に対し、関税還付手続を進めるよう命じ、IEEPAに基づき課された関税が違法であるとした米国最高裁判所の判決について、「IEEPA関税の対象となった輸入申告を行ったすべての記録上の輸入者は恩恵を受ける権利を有する」と指摘している。

これを受けて、2026年3月6日に提出された宣誓供述書において、CBPの貿易プログラム担当エグゼクティブ・ディレクターは、CITに対し、IEEPA関税を考慮せずに即時かつ包括的に清算及び再清算を行うことが運用上不可能である理由を詳細に説明した。また、今後45日以内に導入を目指している新たな自動化された商業環境 (Automated Commercial Environment: 以降、ACE) を用いた還付プロセスについて述べた。今回のCITの命令及びCBPの対応は、IEEPA関税還付プロセスが今後どのように運用されるかを判断する上で重要なステップである。

本稿は、当該判決に関連する会計及び財務報告上の検討事項に焦点を当てる。米国及びその他の国により課される関税 (トランプ大統領が当初賦課したIEEPAを根拠とした関税含む) に関する会計上の検討事項については、[IFRS Developments 第238号「関税のIFRS会計基準への影響」](#)を参照されたい。¹

主な検討事項

後発事象

我々は、今回の最高裁判所の判決は、法律の改正に該当し、企業はその変更が生じた報告期間に会計処理すべきものであると考えている。企業は、当該判決 (すなわち2026年2月20日) の時期と、報告期間末日との関係を考慮する必要がある。

当該判決が、企業の貸借対照表日後、かつ財務諸表の公表 (又は公表可能日) 前に生じている場合には、IAS第10号「報告期間後の事象」に基づく修正を要しない後発事象であると考えられる。

また、財務諸表が誤解を招かないようにするため、IAS第10号に基づき開示が必要か否かを検討する必要がある。開示が必要な場合、当該事象の内容及び財務上の影響の見積り、又はそのような見積りが不可能である旨を開示する必要がある。

関税債務の認識中止

企業は、CBPがIEEPA関税の徴収を停止する前に輸入された物品について、IEEPA関税に係る米国政府に対する未払金を計上している場合がある。

当該未払金は、企業がCBPに対する支払義務から免れた報告期間において、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」及びIFRIC第21号「賦課金」に基づき認識を中止すべきである。

負債の認識中止を判断するに当たり、企業は、米国政府に対する法的義務から免れているか否かを検討する必要がある。

還付金に係る債権

輸入品に関して関税を支払ってきた企業は、通常、支払った額と法的に支払うべき金額との差額について、政府機関から還付を受けられると予想している。しかし、今回の状況 (過去に支払った関税の法的な無効化) については、これまで回収の仕組みが存在していなかった。そのため、前述のとおり、CITの指示を受け、CBPは2026年3月6日に関税還付システムを約45日以内に運用させる計画を示した。

CITの命令及びCBPの対応により、適格性や還付手続に関する追加情報が提供されたものの、CBPの還付計画が最終化され、公表されるまで、又はその他の形で明確化されるまでは、不確実性が残る可能性がある。

還付金債権を認識できるか否かは、企業が当該還付を受け取る法的に強制力のある権利を有しているかどうかにかかっている。

¹ 詳細については[IFRSインサイト | EY Japan](#)に掲載

企業が還付を受ける法的に強制力のある権利を有していることが確立されるまでは、当該還付請求権は偶発資産であると考えられる。IAS第37号に基づき、還付がほぼ確実になった時点で、企業は米国政府からのIEEPA関税還付金を認識及び測定することができる。なお、ほぼ確実には至っていないものの、その可能性が高い場合には、偶発資産の簡潔な内容及び、実務上可能な場合には財務上の影響の見積額を開示する必要がある（開示に関する以下の詳細な議論も参照のこと）。返還がほぼ確実であるか否かの評価には重要な判断を要し、IEEPA還付プロセスに残る不確実性を含め、すべての関連する事実及び状況を考慮する必要がある。

企業は、関税還付を仕入先から受け取る場合もある。IFRS会計基準では、仕入先から受け取る（又は受け取る予定の）支払に関する明確な規定は存在しないため、これらの会計処理には判断が必要となる。

当該受け取った（また受け取る予定の）支払の一部（又は全部）が、仕入先に移転された識別可能な財又はサービスの対価であるかどうかを判断する必要がある。対価である場合には、通常の財又はサービスの販売又は処分と同様に会計処理する。

対価でない場合には、特定の費用の払戻しであるか、又は購入した財又はサービスに対する値引き若しくはリベートであるかを検討する。値引き又はリベートである場合には、当該支払は購入原価から控除する。

詳細は、[Applying IFRS: 仕入先から受領する支払いの会計処理 2024年1月 | EY Japan](#)参照されたい。²

関税回収額の分類及び表示

企業は、IEEPA関税を棚卸資産又は有形固定資産などの資産の取得原価の一部として資産計上している場合がある。我々は、通常は関税回収額を当初の処理と同様の方法で処理することが最も適切であると考えている。

この場合、棚卸資産又は有形固定資産として計上されていた関税の回収額は、以下のように会計処理される。

- 棚卸資産-在庫として保有されている場合には関連する棚卸資産の原価を、既に販売されている場合には売上原価を減額（すなわち、貸方計上）する。棚卸資産及び売上原価の適切な金額を計上するため、棚卸資産の回転率及び原価計算方法を検討する必要がある。
- 有形固定資産-有形固定資産の取得原価の減額（すなわち、貸方計上）として処理する。以下のいずれかの方法が許容されると考えられる。
 - 将来に向かって還付額全額を帳簿価額の減額として処理し、減価償却費を将来ベースで調整する方法
 - 累積的キャッチアップとして、還付額を帳簿価額と過去に計上された減価償却費の戻入りに配分する方法

我々は、通常は関税回収額をこれらの方法により処理することが適切であると考えているが、事実及び状況に基づき、他の方法も許容される場合がある。また、企業は、IEEPA関税及び関連する関税回収額が財務諸表のどこに計上されているかを説明する開示を行うことについても検討する必要がある。

収益

企業は、米国最高裁判所の判決が収益に与える影響を評価するために、重要な判断を行う必要がある。これには、顧客が支払った関税コストを返還する義務が存在するか否か、また存在する場合には、当該義務をいつ認識すべきかを判断するために、契約条件及び通常の商慣行を慎重に検討することが含まれる。

企業は、顧客から受領した対価の一部又は全部を返還することが見込まれる場合には、返金負債を認識する。

² 詳細については[IFRSインサイト | EY Japan](#)に掲載

CITの命令及びCBPの対応により、適格性及び還付プロセスに関する追加的な情報は提供されているものの、不確実性は引き続き存在している。

顧客に対する関税の還付は、収益の減額となる可能性があるものとして評価する必要がある。

識別可能な財又はサービスとの交換ではない顧客への対価(関税の還付など)の支払は、取引価格の減額として会計処理され、以下のいずれか遅い時点において認識される。

- (1) 企業が関連する財又はサービスについて収益を認識する時点
- (2) 企業が対価を支払った、又は支払うことを約束した時点

関税コストの還付は、一定期間にわたり充足される履行義務のうち、未だ完全には充足されていないものについて、収益認識に際して履行義務の充足に向けた進捗度の測定に影響を与える可能性がある。特に、発生原価に基づくインプット法(発生原価を見積総原価と比較する方法であり、「原価比例法」とも呼ばれる)を用いて進捗度を測定している場合には、その影響を検討する必要がある。

将来見通しに関する財務情報

経営者は、最近の決定が財務諸表の作成に用いられる予測及びその他の前提条件に与える影響について、慎重に評価する必要がある。これには、関税が将来見通しに関する財務情報において使用されるキャッシュ・フロー予測に関し、どのような影響を及ぼす可能性があるかを判断することも含まれる。

企業は、不確実性がキャッシュ・フロー予測、割引率及びその他の仮定に影響を及ぼすかどうか、また、及ぼす場合にはその影響の程度について検討する必要がある。

予測は、一貫して適用される必要があり(例えば、公正価値の測定、資産の減損テスト、繰延税金資産の認識など)、報告日時点で存在する関税を含む現在の経済環境の影響を反映すべきである。

開示

IAS第1号「財務諸表の表示」第31項(IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」第20項)³を適用し、企業は、裁判所の判決が企業の財政状態及び財務業績に与える影響について、追加的な開示を行うべきかどうか、及びその範囲を評価するに当たり、判断を行う必要がある。企業は、当該情報を省略することが、財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に見込まれるかどうかを検討する必要がある。

必要な開示を検討するに当たっては、既に支払われた関税の金額、及び該当する場合には、顧客とのパススルー契約に基づいて回収された関税の金額についても考慮すべきである。

IEEPA関税及び米国最高裁判所の判決の影響を受ける企業の財務諸表における開示内容は、事業に及ぼす影響の規模、期間、性質、並びに情報の入手可能性によって異なる。企業は、動向を継続的に注視し、財務諸表及び関連する情報(たとえば、経営者による分析(MD&A)、リスク要因)への影響を評価する。加えて、企業の財務諸表への影響について利用者の理解に資する既知かつ合理的に見積ることができる情報が利用可能となった場合には、将来の報告期間において、これらの開示を更新する必要がある。

IAS第1号第125項⁴は、報告期間の末日における、将来に関する仮定及び見積りの不確実性のその他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性がある修正を生じる重大なリスクがあるものに関する情報の開示を企業に要求している。

³ IAS第1号第31項(IFRS第18号第20項)は、IFRS会計基準における個別の要求事項を遵守するだけでは、取引及びその他の事象又は状況が企業の財政状態及び財務業績に与える影響について、財務諸表の利用者が理解するために不十分である場合に、追加的な開示を行うべきか否かを検討することを企業に要求している。

⁴ IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」の適用に伴い、IAS第1号の当該要求事項は、IAS第8号「財務諸表の作成の基礎」に移管される。

また、企業は、見積りを伴う判断とは別に、会計方針の適用過程において経営者が行った判断のうち、財務諸表に認識されている金額に最も重大な影響を与えるものについても開示することが求められている。

今後の対応

- 企業は、米国政府が過去に支払われたIEEPA関税をどのように還付するかについての動向を、引き続き注視する必要がある。
- 政府からの還付を求める企業は、還付請求をサポートする資料として必要になる可能性のある、過去のIEEPA関税支払の証拠を収集するため、部門横断的な計画(たとえば、法務、調達、財務、IT)の策定に着手すべきである。
- 企業は、財務諸表を作成するに当たり、当該判決の影響(たとえば、顧客に対する関税返還義務を認識すべきか否か、及びその時期)及び開示すべき情報の範囲について、慎重に検討する必要がある。

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundationの著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundationの許可を得てEYが複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS基準への完全なアクセスおよびIFRS Foundationの活動については、<http://eifrs.ifrs.org>をご覧ください

本資料は002137-26Gblの翻訳版です。

ey.com/ja_jp